

第117回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

令和4年2月21日（月）

開議 午前10時

会議に出席した議員（12名）

1番	香美町	谷口 眞治	2番	新温泉町	小林 俊之
3番	豊岡市	芦田 竹彦	4番	豊岡市	上田 伴子
5番	豊岡市	太田 智博	6番	豊岡市	岡本 昭治
7番	香美町	松岡 大悟	8番	新温泉町	竹内 敬一郎
9番	豊岡市	田原 宏二	10番	豊岡市	義本 みどり
11番	豊岡市	米田 達也	12番	豊岡市	福田 嗣久

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 谷 渕 秋 晴
書記 有 田 亨
書記 西 垣 文 博

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	関 貫 久仁郎
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	西 村 銀 三
会計管理者（豊岡市会計管理者）	成 田 寿 道
代表監査委員	羽 尻 知 充
事務局 長	原 重 喜
環 境 課 長	山 本 尚 敏
技 術 専 門 員	谷 敏 明
監査委員事務局 長	宮 岡 浩 由

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第1号議案～第2号議案）
 - 一括上程
 - 一般質問
- 第3 議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第1号議案～第2号議案）
 - 一括上程
 - 一般質問
 - 5番 太 田 智 博 議員
 - 4番 上 田 伴 子 議員
 - 1番 谷 口 眞 治 議員
 - 10番 義 本 みどり 議員
4. 議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会宣言
6. 議長あいさつ
7. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（福田嗣久） おはようございます。雪の中、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（福田嗣久） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議に欠席及び遅刻届はございません。

次に、本日の会議において、管理者から説明補助員として技術専門員の出席及び発言についての申出があり、これを許可いたしておりますので、ご了承願います。そのため議席表を配付いたしておりますので、ご清覧を願います。

続きまして、議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

6番岡本昭治議員。

○議会運営委員会委員長（岡本昭治） 6番、岡本です。

おはようございます。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問を、あらかじめ質問通告のありました議員から行います。

質問通告のありました議員は4名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は、通告された趣旨を逸脱しないよう簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても、質問の趣旨を的確に把握され、適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行い、今期定例会を閉会することといたします。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（福田嗣久） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第1号議案～第2号議案（令和3年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）外1件）

○議長（福田嗣久） 日程第2、第1号議案及び第2号議案、令和3年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）外1件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告に基づき議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いをいたします。

まず最初に、発言通告のありました5番太田智博議員。

○太田智博議員 皆さん、おはようございます。議席ナンバー5番、太田智博でございます。

昨年の10月に執行されました豊岡の市議会議員選挙で初当選をさせていただき、今回、北但行政事務組合の議会に豊岡市から出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

開会された2月2日も大変大雪で、この場所に来るまでに少し時間がかかったように記憶しておりますが、また今日もかなり雪の中で、2月2日を少し思い出させるような状況でございました。

精いっぱい質問していきたいと思っておりますので、どうぞご答弁のほど、よろしくお願いいたしますと思

ます。

それでは、通告に従いまして、私のほうからは、2項目について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、大項目1項目めでございますが、南側斜面安定対策についてでございます。

この内容につきましては、前回の第115回の議会の中でも谷口議員のほうから質問され、その答弁の内容も見させていただいた上でのご質問とさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご了承をお願いをしたいと思います。

ここの坊岡地区にこのごみ処理場が建設されるまでに様々な経緯がありながら、私も豊岡の一市民として、どの場所にごみ施設ができるのかということをし少し注目をさせていただきながら、最終的にはこの地が一番よいということで決定された経緯なども、一市民として聞かせていただいたことがございます。その中で、今、のり面、地滑りですか、その辺のお話も前回あった中で、私も新人議員でもございますので、今までの経緯、これから1年かけて調査等をされる内容を含めて、分かりやすくご答弁いただけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、大項目2項目めでございますが、2016年8月に竣工されて5年が経過する中で、地元近隣の住民の皆様から意見、要望などがありましたらご答弁いただきたいというふうに思います。当然、この地に選定して以降、交通量もかなり増えておりますし、それに伴いましての道路の路面とかの状況も傷んできているような状況もあるのかなというふうに思っておりますので、特に近隣住民の方の何かご要望、ご意見がございましたら、ご答弁をいただきたいと思っております。

簡単ではございますが、2点についてよろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（福田嗣久） 答弁願います。

管理者。

○管理者（関貫久仁郎） 管理者、関貫です。

それでは、お答えをします。

まず、第1番目の南側斜面安定対策についてに関してでございます。

南側のり面につきましては、現在、その一部にはらみが見られる状況にあります。これは、乾燥、吸水の繰り返しに伴う収縮膨張で微細なクラックが発生し、その間隙に水が浸入、また、切土による土圧の拘束圧の軽減が加わり、地山の中の膨潤性の粘土鉱物が水を吸収して膨張し、はらみが発生しているものと考えられます。

今年度に入って、目視による施設の点検をする中ではらみの状況を確認し、6月に入って、造成工事の際に進入道路・敷地造成工事アドバイザー業務を委託しました一般財団法人の日本環境衛生センターの八村智明氏をはじめ、建設時に担当した技術職員、地質調査コンサルタント社員が現地踏査を実施し、対応策を検討しました。その後、10月の第115回定例会で調査設計業務に係る補正予算を承認いただき、11月に株式会社ウエスコと契約して対応を進めております。

現在、南側のり面の表層風化土の厚さなどを把握するための簡易貫入試験の現場での作業を終え、地滑りの兆候を確認するための動態観測調査と対策工事に係る詳細設計を行っているところであり

ます。のり面の変状箇所の風化深度は50センチメートル程度と比較的浅く、部分的に変状は発生しているものの、大規模崩壊の原因となる地質構造や風化層の連続性は確認されておりません。

今後の対応であります。動態観測調査を継続して行いつつ、のり面の安定化を図るための対策工事として、風化進行による小規模崩壊や落石防止のための浸食防止用植生マットを貼り付けるのり面保護工、のり面を押さえつけるのり砕工法及び鉄筋挿入工を来年度から実施すべく、今議会に予算案を提案しているところでございます。

残りに関しましては、担当者より答弁させていただきます。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） それでは、2番目の近隣地区からの意見、要望の有無について答弁させていただきます。

地元である森本区、坊岡区につきましては、ごみ処理施設の建設前の2008年、平成20年ですけれども、12月に策定されました地域振興計画に基づき要望をお聞きしまして、現在、63事業中、実施済みが48、実施中が5、未実施が10事業となっております。この計画は、社会情勢や経済情勢の変化などに対応して事業の変更、追加及び削除を行いまして、2013年1月と2017年9月に地元の意向に沿うべく改定をしており、常に周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮をしております。

振興計画以外で、直近の意見や要望では、令和元年度に調整池のしゅんせつ土の土壌成分調査を、地元の要望があり、行いました。また、県道の消雪装置の不具合についての要望をお聞きしまして、県の豊岡土木事務所に取次ぎをしているところです。また、パッカー車が投入扉を開けたまま走行しているなどの連絡があった場合は、即時、業者に注意、指導を行っております。

今後も地元である森本区、坊岡区の役員等で構成される施設運営委員会と密に連絡を取りながら、意見や要望の集約をしております。

なお、森本・坊岡区以外の近隣地区からの意見や要望は特にお聞きしておりません。以上です。

○議長（福田嗣久） 太田智博議員。

○太田智博議員 それでは、今、2項目についてご答弁していただいた内容から、少し私のほうから再質問のほうをさせていただきたいというふうに思いますが、まず、南側のり面の件については、これから補正予算を組まれて、これから、今から調査を、まだ1年ぐらいかけてされていくと。その結果を踏まえて、動態観測調査の結果を踏まえて、そういう対策をされていくということのご答弁があったかというふうに思っていますが、この調査について、いつぐらいからいつぐらいの期間されて、実際にその工事はどのぐらいのスケジュール感でされていこうと考えておられるのか、もし今ご答弁できる範囲がありましたら教えていただけたらというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（福田嗣久） 山本課長。

○環境課長（山本尚敏） 今後の対策のスケジュール等についてお尋ねいただきました。

現在、補正予算を承認いただきまして、調査設計についての業務を行っております。これにつきましては、動態観測については1年間かけて、毎月測量して調査するということをしておりますので、今年の11月末までが契約期間ということになっております。現在、詳細設計を作業している最

中ですが、その詳細設計をする前段と、その元になる簡易貫入試験ということで、斜面の土質の風化度などを調べる現場の作業については終了をしております。この調査に基づきまして詳細設計を組んで、来年度に工事にかかるという予定をしております。

実際には、詳細設計が上がってから、それに基づいて入札をして業者を決めて工事にかかるということにしております。工事につきましては、入札して契約できるのが5月に入ってからだろうなというふうに見込みをつけております。その工事の工期ですが、現在見込んでいるのが1年ちょっと、400日程度はかかるだろうということで見えておりますので、工事につきましては令和4年度、5年度にかけての工期を予定したいというふうに現在思っているところです。以上です。

○議長（福田嗣久） 太田智博議員。

○太田智博議員 ありがとうございます。

入札終わって、2023年の5月ぐらいから工事されて、大体400日ぐらいということですが、あくまでもその調査結果、1年間の結果を踏まえて、どのような対策が、工事が必要になるかは多分分からないと思いますし、過去の議事録を見ますと、この地域って、どこで地滑りが起きてもおかしくない地域であって、その中でも、マイナス要因、プラス要因がある中でこの場所を選定されたような経緯が過去の議事録でもありました。あった中で、今、調査をする旨、されている状況にもありますので、その結果を踏まえて、23年の5月からスタートは入札後ですので別に問題ないかと思いますが、日数等についてはある程度、思ったより大きな工事になる可能性もあるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） ちょっと説明が不足してまして申し訳ございませんでした。

1年かけて行う動態観測の調査につきましては、深いところでの地滑りの危険性があるのかないのか、現在の調査の簡易貫入試験とかいうことの段階では、表層の崩れだとかいうことに対応するためののり面工をしようとしてるんですけども、動態観測については、そういった深いところでの地滑りの可能性の兆候がないかどうかの調査ということにしております。

現在のところ、現場も踏査して見ていただいて、アドバイスいただいています八村氏なんかの意見も聞きながら、業者の意見も聞きながら、すると、そういった深いところでの地滑りの兆候、危険性はまずないだろうということですので、そういったことは、危険が出てくれば根本的な、また別の対策が必要になってくるんですけども、来年度、工事にかかろうとする中身というのは、表層の崩壊を防止するために斜面を押さえる工事、これをこの春に、年度が替わってから入札をかけて工事にかかろうと、そういうスケジュールでございます。

○議長（福田嗣久） 太田智博議員。

○太田智博議員 ありがとうございました。

今の内容で、大体私のほうはある程度理解はさせていただきまして、この後、また谷口議員のほうから、こののり面の関係の、動態の関係のご質問があるかと思っておりますので、私のほうからはこの程度にさせていただけたらというふうに思います。

もう一つ、地元近隣からのご意見につきましては、63事業内容のある中での、今の実施済み、まだ実施中、まだ未実施というのも報告をいただきました。地元地域からもそういう運営委員会ですか、地元地域で構成する運営委員会から出ている意見、また、その中だけではなくて、やはりなかなか言いたいけど言えないようなご意見も、言いたいけど言えない、言う場がないとか、そういう方もいらっしゃるのかなと思いますので、いろいろご検討されて、やはり地元住民のご理解あってこそ、このごみ処理場なのかなというふうには思いますので、今後ともその辺の皆さんの意見を聞く体制というんですか、そういうことはしっかりと構築していただけたらと思っておりますし、今、パッカー車の問題にしる、路面の融雪装置の問題にしる、都度都度早期に対策をしていただいているというふうなご報告がございましたので、引き続きそのような運営に努めていただけたらなというふうに思います。

私のほうからは、以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（福田嗣久） 以上で太田智博議員に対する答弁は終わりました。

次に、4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 おはようございます。4番、上田伴子です。

今朝も雪の中でしたが、大雪で大変ですけれども、こんな中、開幕した北京オリンピックで日本選手の活躍に元気ももらっております。

一方、コロナ感染症も3年目を迎えて、第六波では多くの感染者が出て、軽症や無症状の人の割合が大きいこともあり、本当に多くの感染者の中で保健所機能が麻痺している状況です。3回目のワクチン接種が進んでいますが、自治体などでは高齢者を中心に、多くの希望者が出て大変だと思います。いつもながら、政府の後手後手の対応ぶりにもどかしい思いがしております。

それでは、質問に移ります。

1つ目は、プラごみについて聞きます。

この件に関しては、昨年の2月議会でも同様の質問をしております。プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国におけるプラスチック資源循環をめぐる取組、重要性が高まっております。

その中で、政府においては、令和3年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、令和3年6月にプラスチックに係る資源循環等に関する法律を策定、成立させました。それによりまして、プラスチック製品の設計からプラスチック製品の廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込みました。

市町村は、家庭から廃棄されるプラスチック使用製品の廃棄物の分別収集、また再商品化、その他国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるようにとありました。そのような中で、当組合でもプラごみの資源化への推進状況について、どのように考え、どのように取り組んでおられるのか、お聞きするものです。

汚れたプラは燃やすごみという認識で、少し洗えばきれいになるのに、そのまま燃やすごみに混

入ってしまうということがあると思いますけれども、洗えばきれいになることも含めて徹底した周知をされてはどうでしょうかと思います、いかがでしょうか。

現在も「ほくたん便り」などを通じて周知をされていますけれども、広報と一緒に配布されるので多くの配り物があり、どれだけの住民が目にしていないか疑問です。

先日、知人にプラごみは資源ごみとしてリサイクルされていると話をしてしましたら、分別して出しても、どうせ北但のごみ処理施設でプラを燃やしているのではないかと、ごみ処理を進めようとするためには、プラを燃やすことで熱量を増やさなければいけないのではないかとと言われて絶句しました。まだまだそのように思っている人が大勢いるのだと感じました。ほかの媒体を使つての周知もされたらと思いますが、どうでしょうか。

ちょっとしたささやかな取組が、ちりも積もれば山となりの言葉のように大きな成果を生むと思いますので、きめ細やかな対策をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

2つ目に、環境対策についてです。

現在、木谷川、竹野川の水質調査については、どうされているのか、お聞きします。

施設内から出る水は施設内で処理しており、施設外には出していないとのことですが、調整を超える風水害により、施設外に流れ出るようなことはあったのではないのでしょうか。私の地元の岩井川は、ごみ処理施設があったときから、今の最終処分場が残されていますので、毎月、水質検査をしております。川の水は、生活用水や棚田の農業用水として、いかなる有害物質も絶対に漏れないように守らなければいけません。たとえ微量でも人体に蓄積されると甚大な害を及ぼすという物質もあります。そのために毎年の水質検査をしっかりと、地元住民に安心してもらえるようになればと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目に、南側のり面の斜面安全対策について聞きます。

そもそもこの施設建設当時、仮設道路の一部崩壊があり、この地帯が軟弱地盤であることなどが、この会の中で指摘されておりました。ちょうど施設の完成から6年が経過した今の時点で、そのときの危惧が現れてきたのだと不安に覚えるところです。

当時、組合側としては、定かな意味では分からないが、斜面崩壊の危険があったとしても、そのときそのときで対策を講じればいっていいようなことで無視しておられる、まさにそのときが今現実となってきたのだというふうな思いがしております。

そこでお聞きしますが、南側のり面だけでなく、全てのり面について崩壊や地滑り等の危険はないのか、調査はされたのか、調査結果はどうなったのか聞きます。

先ほどの太田議員への中でも、目視の中でその異常の専門家の意見を聞かれる例はありましたが、その調査結果と言えるものはないのでしょうか。資料をお願いしましたが、資料はないという、それだけでも、そのことについてももう一つ分からないので、ぜひお聞かせください。調査結果の資料もないのに、当該部分以外の崩壊の危険はないとの報告の、その根拠は何でしょうか。

また、鉄筋の打ち込みについて、2.2メートルということは先にお聞きしましたが、その理由についてもお聞かせください。

以上、1度目の質問とします。

○議長（福田嗣久） 答弁願います。

関貫管理者。

○管理者（関貫久仁郎） 管理者、関貫です。

それでは、私からは、南側のり面の斜面安全対策について、斜面崩壊の危険性、崩壊や地滑りなどについての調査結果はどうかというご質問に関してから答弁させていただきます。

簡易貫入試験について行っております。貫入試験については、現場での作業が終了したところでありまして、また、動態観測調査は、先ほどの答弁の内容にありましたように1年かけて行うことから、調査の成果物としてまとまったわけでは、現在、ありません。現状、報告を聞いているところでは、のり面のはらみが見られる下3段部分につきましては、変状箇所の風化深度は50センチメートル程度と比較的浅く、部分的に変状は発生しているものの、大規模崩壊の原因となる地質構造や風化層の連続性は確認されていないというのが現状であります。

続いて、周囲全部の斜面の調査についてに関してでございます。安全性は担保できているのか、危険がないとの報告の根拠は何かに関してです。

南側のり面の周辺には、西側に切土のり面、北側に盛土のり面があります。西側のり面は南側のり面同様に1対1.5の緩い勾配、北側の盛土はさらに緩い1対1.8の勾配で造成されております。現場踏査と目視による点検ではありますが、どちらも南側のり面のようなのり面のはらみ、変状は確認できていませんので、安全な状態にあるものと考えております。

続きまして、鉄筋の打ち込みについて、2.2メートルで十分安全かに関してであります。

鉄筋挿入の土中深度は2.2メートルを予定しているところです。簡易貫入試験の結果、下3段ののり面のはらみが見られる部分につきましては、変状箇所の風化深度は50センチメートル程度となっております。対応の基準として、切土補強土工法設計・施工要領では、崩壊が予測される深さが2メートル程度までの浅い場合の対応としては、深さが1メートルであるときは2メートル、深さが2メートルのときは3メートルを目安とすることから、今回の場合、土中深度2.2メートルまで挿入することで、風化が見られる部分より1メートル以上深く硬い層へ挿入することになりますので、適切な対応であると考えております。

そのほかは、担当より答弁させていただきます。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） それでは、プラごみについて答弁させていただきます。

プラごみということですが、上田議員の聞き取りでプラスチック製容器包装ということでお聞きしておりますので、プラごみイコールプラ製容器ということをお願いしたいと思います。

プラ製容器につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、通称容リ協会と言いますが、ここを通じて再商品化事業者を引き渡し、資源化されております。

再商品化事業者につきましては、年度ごとに容リ協会から指定され、現在、クリーンパーク北但では、鳥取市にあります因幡環境整備株式会社というところに引き渡しております。そこで回収さ

れた資源化物は再生され、プラスチックのペレット原料にされて、自社だけでなく、日本国内の成形メーカーでゴミ袋、プランター、PPバンドなどの身近な製品に加工されているとお聞きしております。したがって、現在のクリーンパーク北但のプラ製容器は、材料リサイクルをされているということでございます。

続きまして、住民さんの意見で、結局燃やしているんじゃないかというようなご意見があったということですが、汚れたプラゴミにつきましては、プラゴミというか、プラスチック製容器包装ですが、これは燃やすゴミになりますので、認識自体は、汚れていれば燃やしてしまうということになります。汚れたものにつきましてはリサイクルできませんので、プラ製容器ゴミを燃やすゴミに混入しないようにするためには、水洗いするなど、住民の一手間できれいにさせていただくほかないというふうに思っております。そうしていただくことによりましてプラ製容器の再資源化が促進できますので、より一層、各市町及び組合の住民への周知と啓発が必要となっております。

それと、分別の方法や重要性などについて徹底した周知が必要ではないか、あるいは他の媒体でも訴える必要はないかということです。

持続可能な消費・生産形態の促進のためには、ごみの資源化が必要と考えております。その取組につきましては、組合広報での周知や環境学習での啓発をより一層進めていこうと思っております。さらに、構成市町には、住民に対し直接的に投げかけていただくことも重要であると考えています。

プラスチックゴミについては、地球温暖化等に関連して議論されておまして、議員が言われるプラゴミの分別やその重要性について、今まで以上に「ほくたん便り」、ホームページ、施設見学、環境学習、各種イベント等で繰り返し周知してまいります。

また、小学校や団体等の施設見学の際には、ごみの資源化、削減化のため、3R（リサイクル、リユース、リフューズ）の推進をお願いしております。さらに、自然体験イベント開催時には、今年度から終了後に施設見学をしてもらい、適正なごみ処理について理解を深めてもらうことなども行っております。

他の媒体でというようなことも先ほどご質問がありましたが、今も言いましたように、今年度の取組としては、イベント終わってさよならじゃなくて、ちょっと時間をつくってもらってこの施設内を見てもらうと、そこでゴミの分別や資源化についても考えてもらおうというような取組も新たに行っております。それ以外の周知方法としましてはなかなか、広報紙あるいはホームページ以外、何があるのかなということについては今後も検討していきたいなというふうに思います。

続きまして、木谷川、竹野川の水質検査はどのようにしているかということです。

水質検査につきましては、運営事業者であるほくたんハイトラストが雨水の流入先である洪水調整池で年2回、第三者機関に依頼して水質検査を行っていて、全て基準値以下となっております。

水質調査は調整池のみで実施し、木谷川、竹野川では行っていません。組合では、施設内で使用する水はクロードシステムであり、放流しないため、影響を与えるものではないこと、また、仮に木谷川で調査を行ったとして、水質が基準値を超えていても、その原因が上流からのものなのか、あるいは施設からのものなのか特定が困難なため、結局は調整池を調べるほか手だてがないなどの

理由からです。

なお、竹野川につきましては、兵庫県が水質汚濁防止法に基づき、水質の状況を確認するため、竹野新橋付近において水質検査を行っており、結果については兵庫県のホームページに掲載され、環境基準を達成していると公表されております。

それと、毎月の検査が必要ではないかということですが、木谷川、竹野川の水質検査については、先ほどお答えしましたとおりの理由から、組合で毎月行う予定はございません。

調整池の水質検査の回数については、地元森本、坊岡両区との運営協定書の規定により、年2回検査するということになっておりますので、それに基づいて年2回検査をしているということです。

私からは以上です。

○議長（福田嗣久） 答弁は以上ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

最初に、プラごみについてですが、当施設においても、家庭から分別収集されたプラごみを資源化するための取組をし、また、家庭への分別収集への周知をされていますけれども、この5年間の推移を見ると回収量が減ってきているんですけれども、その点について、5年前の2016年から比較すると、表で、資料を頂きました中で6トンぐらい減っているということですが、その点に関してはどういう理由が想定されるのかお聞きします。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） ごみ量が減っているという直接的な原因は、これといった理由は分からないんですけど、推測としてはやはり人口が減っているということから、家庭から収集するものがほとんどですので、やはり人口が減った分だけ、それに比例して減ってきているんじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 そういうこともあるでしょうけど、買物袋の有料化、国がしたのが、それも少しは影響してるかなあと思ったりもしますけれども、それはちょっと数値からはあまり読み取れませんでしたけれども。

それと、それから資源化物の売払い収入が昨年度と比較して増えたということですが、回収量は減ったけれども単価が上がったので増えたということなんですか。また、昨年度と比較しての増加分は幾らになっておるのでしょうか。

○議長（福田嗣久） 答弁願います。

原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 資源化物の収入が増えたのは、おっしゃいますように、特にアルミと鉄の単価が上昇したということから、収入はそれだけ上がるということで、今回も補正予算で提案させていただいたというところです。

それと、すみません、ちょっと量につきましては、通告いただいていませんので、ちょっと時間をいただいてよろしいですか。すみません。

○議長（福田嗣久） 上田伴子議員。

○上田伴子議員 今の、プラとは関係なく、アルミや鉄の単価が上がったと、それで資源化物の売払い収入が増えたということではありましたけれども、いずれにしましても、やはり分別収集ということにおいて、やはりそういうごみの、燃やすごみも減らして、CO₂の削減にもなるということでもありますので、ぜひ、このプラは特に重要ですけども、全ての分別収集においてさらなる周知をして努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、木谷川、竹野川の水質検査についてですけれども、先ほど言われました、第三者機関に依頼してしてるというようなことだったんですけども、その第三者機関というのはどういうところなんでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） これは、そうした環境測定をする専門業者さんということで、これはほくたんハイトラストが委託している業者ということになります。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 じゃあ、この施設を担っているところのハイトラストが依頼してされているということではよろしいんですね。

それと、木谷川の水質については、調整池、ここの施設からは水を排出していないので、もしそれについて何か異常があれば、調整池のほうの不純物によるものだということでありました。これ、年2回の調査をしているということでありましたが、これ、この調査、年2回の調整池の調査は、どこがしてるんでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 調査実施主体は、先ほど言いました、そういった測定を専門にしている業者ということになります。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 でしたら、調整池の調査については、ここの北但の施設にも調査結果が示されるというか、持ってきていただけるということではよろしいんでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 業者から直接来るんじゃなくて、ほくたんハイトラストからうちのほうに報告があります。その報告は、当然地元のほうにも、運営委員会がありますので、報告をさせていただいているということです。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 年2回といいますと、何か混ざってても、本当に月一ぐらいなら、せめてね、こう、いろいろと何か異常があればすぐに対処できますけども、年2回といえば、本当にこう、建前だけの調査のような気もいたしますが、やはりもっとそういう危機感を持って、何かあれば大変だとい

う、そういう危機感を持って当たっていただきたいと思います。

この年2回しかしないということについては、それで十分ということですか、そういう危険性については検査が成り立つということでの、この施設においてもそういう認識でおられるということでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 一応5月と12月に行っています。半年ずつ、半年に1回というペースで行っております。

それ以外に、自主的にハイトラストさんのほうでpHは毎月測っております。毎月なぜ測らないのかということですが、先ほども説明しましたが、この施設というのは、基本的に外に出すのは雨水と、あと山水しか出さない。ごみ処理に要した水については場内で処理をして、またそれを再利用していく、炉内に吹き込むとか、そういうことで処理していますので、外に出るのは危険な水ではないという認識の下で、ここができる前に地元ともお話をさせていただいて、年2回でいいという判断をいただきましたので、協定書に基づいて年2回やっているということです。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 この施設の水は絶対中でこう回してて、外に漏れることは一切ないということでの検査を、なので検査は、木谷川について検査はしないという、そういう結論で、結論というんか、そっちの主張でっていうことで受け止めていいんですか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 何回も答弁も、繰り返しになりますけれども、木谷川で水質調査して何か異常があった場合、それは上流のものなのか、施設からのものなのか分かりませんので、施設のものであるならば、調整池の水を測るのが一番手取り早いということから、木谷川の川の水じゃなくて調整池の水を測っているということです。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 ちょっとよく分からないですが、その調整池、施設からの水ではないけれども、もし何か施設からの不純物が混ざっているとしたら調整池のほうなので、調整池の調査をしたら、それで木谷川の水質検査をしなくても、調整池の調査で、それで足りるというか、それで、それがイコールなんだという受け止めでよろしいのでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） おっしゃいますとおり、調整池の水質に問題があれば、それは木谷川に放流されますので、放流されたとしても木谷川の水で希釈されますので、ますます分からなくなると。分からなくなるといふか、濃度が薄くなってしまいますので、だったら調整池を測ったほうが、より詳しく調べられるんじゃないかという判断です。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 繰り返しになりますけれども、それだったら調整池の水の調査を毎月したほうがいいのではないかということをお願いして、この質問は終わります。

次、南側のり面の斜面の安全対策についてですけれども、先ほど答弁の中で、西側、北側については南側よりも勾配が緩いので安全な状態にあると思っているという答弁でございました。その絶対ほかの、先ほど言われました先生の意見により大丈夫だということであったんですけれども、その絶対にほかのり面については大丈夫だという、その絶対だということは本当にあるのかどうか、大変疑問に思うところでもあります。

1質で申し上げましたけれども、この施設を造るときにいろいろと、軟弱地盤であることがいろいろと質疑されているんですけれども、その中で、今回の南側のり面がこのたびそういう危険性があることが分かってきたということで、西側、北側についても、やはり目視と、それから先生の言われることだけじゃなくて、やっぱりきちんと調査をすることが必要だと思いますけれども、そこから辺についてはどうでしょうか。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） のり面の勾配の関係もお尋ねでありますけれども、それぞれのり面の勾配については、それぞれの技術基準に従って設計し、施工しておりますので、盛土については標準的に1対1.8という勾配で施工をされております。絶対にということがあるのかどうかですけれども、世の中に絶対ということがあるのかどうかということになると思います。特に人間がすることですので、そんな絶対ということは、私もあり得ないだろうと思っています。動態観測についても、可能性としては非常に低いという評価をいただいておりますけれども、それを、低いけれども、もしものことがないように、そういった地滑りの、大規模崩壊の可能性が、兆候がないかどうかの確認をすることで1年間かけて調査しようということで、念のために行っております。ですので、絶対なんてことは言うつもりはないです。現在のところは、基準に従った施工をする中で、安定した状態で今後ずっと運営していけるような状況が続けていって、ここの運営に支障がないようにするのが大切なことだと思っております。

そうした中で、ここの敷地につきましても、今年度は進入道路の一部、舗装を補修したりだとか、今回のこの南側のり面につきましても、そういった安定した状態をちょっと崩すような兆候が見られたのでそういった対応をしていくということでございますので、今後もほかの部分でこういった安定した状況を不安視されるような状況が見られるようであれば、その都度、今回の南側のり面のように対応していくということだと思っております。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 そもそもあれになりますけれども、南側のり面、そこを目視されたのは、何か兆候があって、そのところを目視されたということでしたでしょうか。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） 施設の状況につきましては、随時見回りをして、いわゆる目視でチェックをしているという状況です。

今年度に入りまして、そういった見回りをしている中で、南側のり面について、よく見るとちょっと膨らんでくるなという兆候が見られたので、今回の対応につながったということでございます。

す。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 今聞いてましたら、目視をされた方の、結局判断がすごい大事だったんだなという気がしたんですけども、大変なことだなと思いますけども、現在、動態調査の費用として令和3年度までに410万6,000円、令和4年度で230万8,000円を計上しておられますけれども、この動態調査については、あとのところはしないということで、この南側のり面だけの調査の費用がこれだけということによろしいのでしょうか。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） 今回調査については南側のり面だけでございます。

○議長（福田嗣久） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 ほかのり面も大変気になるところでありますけれども、この施設が安心・安全な施設として、住民の適切な分別の協力を得てごみ処理がされていくようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（福田嗣久） 以上で上田伴子議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時5分。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（福田嗣久） 本会議を再開いたします。

続きまして、1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号1番、谷口眞治でございます。

第117回北但行政事務組合議会の一般質問について、2項目通告しております。

それでは、通告に従って質問をいたします。

まず、1つ目でございますが、焼却施設クリーンパーク北但の南側のり面の安定対策について、2点伺います。

まず1点目は、南側のり面の動態についてであります。南側のり面の動態はあるのか、さらに、ほかのり面等は大丈夫か。

2つ目でございます。安定対策であります。どんな安定対策が必要なのか、伺いたいと思います。

次に、大きな2項目めでございます。クリーンパーク北但の安心・安全な運営管理について、3点伺います。

まず1つ目が、焼却炉の一時停止であります。排ガス発生による焼却炉一時停止の認識を改めて、安心・安全運転に努めるべきではないか。

2つ目が、労災事故についてであります。人力による焼却灰冷却装置灰出し作業における労働災害事故は、設計上問題があったのではないか。また、再発防止対策は万全か。

それから、3つ目でございますが、香美町の最終処分場についてであります。クリーンパーク北但の焼却灰と焼却残渣を大量に埋め立てる香美町最終処分場の安心・安全対策、処理水の対策、また

地元の協定書締結、これは組合の課題ではないか。

以上であります。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（福田嗣久） 答弁願います。

関貫管理者。

○管理者（関貫久仁郎） 管理者、関貫です。

私のほうからは、安全・安心な運営管理について、焼却炉一時停止についてを答弁させていただきます。

安心・安全運転に努めるべきではないかですが、焼却の一時停止となった原因の多くは、排ガス中の水銀値が自主保証値を超えるおそれがあったことによるものです。この自主保証値というものは、国に定めてあるものより大分厳しくしているものです。燃やすごみの中に水銀体温計などの水銀含有製品が混入していたことが考えられ、事案発生時にはその都度検証を行い、原因究明に努めていますが、水銀含有製品を直接的に確認することができず、持ち込まれたルートや製品の特定すらできない状況であり、原因究明は極めて困難な状況であります。

また、焼却の一時停止については、一時的に焼却炉への新たなごみの投入を停止し、活性炭吹き込み処理を行い、炉内のごみを燃やし切った後、排ガス中の水銀濃度の確認を行った上でごみ焼却作業の再開を行っています。したがって、地域住民の健康や生活に影響を及ぼすものではないと考えております。

なお、水銀含有製品の混入防止策としては、各関係市町の広報紙や「ほくたん便り」、各ホームページにより分別の周知徹底を図るとともに、拠点回収ボックスを設置するなど、関係市町と連携し、地域住民の協力を得ながら水銀含有製品の回収を促進することが重要だと考えております。

この件に関しては、幾度も同じような内容が起こっております。それに関しましても答弁を幾度もさせていただいております。基準値が問題であるならば、それは改善の余地というのがあるかともは思いますけれども、国の基準値より高い基準値をもって安全・安心に努めておりますので、ご理解願いたいと思います。

そのほかは、担当より答弁させていただきます。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） それでは、労災事故について答弁させていただきます。

当施設は、公益社団法人全国都市清掃会議が発行するごみ処理施設整備の計画・設計要領に基づいて適切に設計されておりまして、焼却灰冷却装置灰出し作業における事故は、設計上の問題ではないと認識しています。

元請業者の株式会社タクマからは、再発防止対策計画書として、施設の改善対策工事と安全教育・安全指導の研修の両方を行い、万全なものとしたことの報告を受けました。

この計画書の中には、施設の改善点として3点あります。まず1点目に、万が一、焼却灰シュートにブリッジが発生した場合、炉内に作業員が入ることなく、炉外から灰を除去できるように点検用マンホールを増設したこと、2点目に、灰除去用の突き棒挿入窓を新設したこと、3点目としま

して、仮に外部から除去できない場合等、炉内作業が発生した場合の安全性を向上するため、炉内に堅固な手すりの設置が可能となるよう、手すり補強単管用配管台を焼却炉の左右の側壁に新設した。以上3点の報告を受けました。

また、安全教育・安全指導についての改善点としては、一人作業の禁止、一人作業が見受けられた場合、即刻作業を中断させること、共同作業での相互監視を徹底するよう指導教育を強化すること、それと安全帯の使用を指示し、安全帯使用設備と安全帯使用区域を標識の設置により明確にし、安全帯使用の意識づけを図ること、また、作業手順変更時は作業を中断して、一旦現場を離れ、当該作業に関わる全員でミーティングを実施するなどの報告を受けており、再発防止対策に努めているというふうに考えております。

続いて、香美町最終処分場の件でございます。

さきの定例会でも申し上げましたとおり、地元と北但行政事務組合の間では協定を結んでいません。地元である香住区大野と香美町の間で地域振興支援の覚書を結ばれ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮されていると伺っています。組合としましては、今後、香美町から要請があれば、できる範囲で協力はしていきたいというふうに考えています。

また、最終処分場の処理水についても、適切に処理がなされ、放流基準を満たし、その水質検査結果も香美町の環境センターモニター会議やホームページで公開され、何ら問題はないというふうに香美町さんのほうからお聞きをしております。以上です。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） 私のほうからは、南側のり面の関係につきまして答弁させていただきます。

まず、南側のり面の動態の関係です。

動態観測調査につきましては、1年かけて、毎月1回測量して、地滑りの兆候がないかどうかを調査することとしております。

昨年11月に初回の測量を行いまして、その後、12月、1月と測量を実施しました。初回の測量から2か月を経過したところまでということではありますけれども、現時点で特異な動きはないというふうに聞いております。

南側のり面の周辺には、西側に切土のり面、北側に盛土のり面がございます。西側のり面は南側のり面と同様の1対1.5の緩い勾配、北側の盛土のり面はさらに緩い1対1.8の勾配で造成をされております。現場踏査と目視による点検ですが、どちらも南側のり面のようなり面のはらみ、変状は確認できておりませんので、安定した状態にあるものと考えているところでございます。

それから次に、安定対策につきまして申し上げます。

南側のり面の安定対策につきましては、現在、詳細設計を行っているところですが、対策の概要といたしましては、のり面の上部2段の全体と、それから下部3段の左右両端の部分につきましては、風化進行による小規模崩壊や落石防止のための浸食防止用植生マットを貼り付けるのり面保護工とし、下部3段の左右両端を除く部分につきましては、浸食防止用植生マットを貼り付けた上、表層崩壊の予防対策として、のり面を押さえつけるのり砕工と鉄筋挿入工を実施したいと考え

ているところでございます。以上です。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、再質問させていただきます。

南側のり面の動態の関係については、1年かけて動態調査をされるというふうなことで、取りあえず11月、12月、1月にやった調査については、特異な動きはないというふうな報告だったのかなというふうに思います。これから1年かけてやられるわけですから、当然そういった異常があるかどうか、とても大事な調査だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、ほかのり面の関係ですが、西側、北側については、勾配が緩いから、また、いわゆる異常が、変状が確認できてないというふうなことですけれども、ただ、私はここで非常に気になっておりますのは、そもそもこの地域については、軟弱地盤で地滑りの地形があるということと、さらにはスレーキング性という、要するに地滑りを発生させる傾向のある、そういう土質だということ、この調査の中で、日本環境衛生センターの調査の中で明らかになっている区域でありますので、目視でそういう緩みが出たということは、当然こういったことの危険性をやはり察知して、それに対する万全の対策というのが私は必要かなというふうに思っているんですが、どうも目視調査だけで、緩みも本当に、中の部分が本当に大丈夫なのかどうか、それから、ほかのり面もやはり大丈夫かどうか、こういったことはやはりきちっとこの段階でやるべきではないかと思っておったんです。そういう意味で、今回はそういったことを全面的にきちんと調査して、何もなければそれでいいんですけども、そういった調査をきちっとされているかなと思ったんですが、どうも先ほど聞いてみますと、目視調査ということですので、本当に大丈夫かなと思いますが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） 今回、実際に調査するのは南側のり面だけでございます。地滑りの地形だとか、中にスレーキング性の土壌があるとかといったことは、実際に造成工事の段階から出てきておりました。ただ、それについては、この全体が全部そうだということではなくて、そういう部分が含まれているということでありまして、今回、南側のり面でそういった水の浸透によってはらみが発生したと見られるという変状がございます。ですので、全体を調査すれば一番いいのはいいんでしょうけれども、それには費用対効果ということもございますので、そういった変状のおそれがあるような状態が見られれば、今後も調査、それに対する対策ということは必要だろうとは思っておりますけれども、一斉に全体を調査するという考えは持っておりません。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 専門家の八村先生からのいろいろアドバイスもいただいているようではありますが、やはりこういう地形である以上、本当にもう、逆に地滑りというようなことが実際起こるような、そういう地形であるということならば、建物そのもののいわゆる存立性にも関わる問題がありますのでね、そういう意味では、今回は取りあえず目視調査でそれへの対応をされてるというふうなことではありますが、さらに動態調査も引き続きやられておるということでもありますので、そういっ

たものをしっかり取り組んでいただいて、鋭意やるべきだなというふうに思っておりますので、これ以上のことが起こらないように、逆に言えば、そういう兆候が見えているのであれば、早め早めに対応すべきだというふうに思いますけども、その点について、管理者、どうでしょう、今後ね、そういった対応をしっかり取るべきだと思いますが、管理者としての考えはどうか、お聞かせいただきたい。

○議長（福田嗣久） 関貴管理者。

○管理者（関貴久仁郎） はらみ、それから動態調査における結果という部分で、先ほどから言っておりますように、はらみに関しましては目視でそれを発見したということであります。当然そのはらみが起きることで、それが波及、連続して何かが起こるような内容であるならば、当然それに対して処置をしていくということは、やらなければならないということになります。専門家に聞いた話ばかりで申し訳ございませんが、やはり我々は専門家ということで頼らなければならない部分もありますし、先ほど少し言いましたが、費用対効果ということを考えても、安全度が99%で、あと1%の危険度があるという状態に手をつけるというのはなかなか難しいという部分があります。当然、その度合いを勘案しながら、やるべきことをやっていくということで職員一同頑張っておりますので、その辺をご理解願えたらと思っております。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 動態調査は、今、引き続きやられておりますので、これをしっかり受け止めて、今後対応がされるのかなというふうに思って、期待はしております。

そこで、安定対策の工事の関係ですが、目視調査を基に、表層の防止工というようなことといたしますが、この中で、鉄筋挿入工を785本ですか、これを打つということですが、挿入長が2メートルということで、今のいわゆる目視ではなしに、土質といますか、きちんとこの2メートルを打ち込めば岩でしっかり止まるというふうな、そういったことなのかどうか、その辺は、深度だけじゃなしに、ちゃんと岩が受けてきちっと固定できるということであれば、この挿入工というのはできないと思いますが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） 鉄筋挿入工の関係ですけども、2.2メートル、土中に挿入するというものになっています、予定したいと思っております。

鉄筋の長さは、2.5メートルの鉄筋を使って2.2メートル打ち込むという状況です。これにつきましては、目視に基づいてということではなくて、簡易貫入試験の結果に基づいています。簡易貫入試験の結果、風化している、軟らかい土の層の部分については、変状が見られるところでもおおむね50センチ程度ということになります。その下は硬い岩ということになりますので、2.2メートル打ち込めば、硬い層には1メートル以上入り込むということになりますので、それで安定するということで見込んでおるところです。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 今回のこの工事については非常に私も関心を持っていたんですが、当局に頂きました

平面図、さらには資料で断面図を一応頂いておりましたが、先ほどの簡易貫入試験結果ですね、これが、これに基づいたということですが、検査結果について資料を頂きたいということでしたが、資料がないということで断られましたので、ぜひこの簡易貫入試験結果について、ぜひ資料として頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） まだ資料としてまとまったものを私どものほうとしても成果物として受け取っているわけでもありませんので、それが出来上がった段階ではお渡しできるとは思っております。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃあ、よろしくをお願いします。

それで、当然今後、先ほどのスケジュールの中で、当然入札等まで進んでくると思うんですが、詳細設計もまだ今、現在作業中だということでもありますので、併せて、詳細設計等ができましたら、それも併せて頂けたらと思いますので、よろしくをお願いします。

どちらにいたしましても、目視でいわゆるたるみが出るとということ自体、大変私は、ここの地盤が軟弱だということをお見せしておりますので、そういった面では、今回のこの兆候をしっかりと受け止めて、しっかりと安定基盤をつくるために、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいということを求めて、1つ目の質問で、2つ目に入らせていただきます。

クリーンパーク北但の安心・安全管理の焼却炉の一時停止の関係であります。

私は、いわゆる認識を改めていただきたいと、この焼却炉一時停止のですね、これを求めております。私がぜひ改めていただきたいというのは、毎回、管理者のほうから、焼却一時停止の報告が、生じれば報告が議会のほうへあります。その中で、地元地区との約束を厳守するものであり、安心・安全な運転管理をするために、ごく一時的な停止であり、地域住民の健康、住民生活へ影響を及ぼすようなものではないというようなことが、いつもその報告のときに出ておりますが、私は、焼却炉停止というのは、これは、この焼却炉停止は異常ではないという、私は認識ではないかなと。そうではなくて、焼却炉の一時停止というのは、水銀濃度の上昇によって何回も起こっておるんですが、水銀の場合でしたら、水銀という有毒ガスが自主保証値を上回るか上回るおそれが発生した、この異常事態だという私は認識に立つべきではないかということをおここでは求めております。

平成28年の稼働から令和3年度までの6年間で25回停止をしております。平成28年度では7回、そのうち水銀濃度が4回であります。さらに平成29年度は、これを踏まえたと思うんですが、ゼロ件。しかし、30年から令和3年度までの4年間で18回であります。令和3年度は6回ということで、今議会の報告では、昨年11月以降は一回も停止はなかったという大変喜ばしい報告があったんですが、厳しい自主保証値を立てているということについては評価をいたすんですが、焼却炉の停止が続くことは、私は評価ができないというふうに思っておりますので、そういう意味での、やはり異常事態だという認識ね、これを変えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） まず、一時停止という表現なんですけども、実際には、先ほども管理者が答

弁しましたようにごみの投入を停止するというので、炉自体はバーナーを燃やして800度以上をキープしております。で、ごみを燃やし切った後に水銀の濃度を確認して、またごみを投入するというようなことの対応となっております。

なかなか、どう言ったらいいんですか、運営側の責任で異常事態を来しているということではなくて、やはりあくまで適正な、ごみの中にそうした水銀製品が混入しているということが根本的な問題であるというふうに思っております。ですので、繰り返しになりますけども、そうした水銀含有製品を焼却炉の中に投入しないようにどういった手段、方法があるのかということで、各市町の窓口に拠点回収ボックスを設けさせてもらったり、広報やホームページで周知を図っているというようなことです。そうした対応を今後、より住民さんの皆さんに納得して理解してもらうようなことで取り組んでいきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それで、先ほどのこの認識を変えていただきたいというのはね、この異常事態の、この認識ですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 異常事態ということの認識ということなんですけども、あくまで健康上、生活上の問題はないというふうに理解しております、地元の皆さんにもそういうことから、以前は、稼働当初は、そのことがあるたびに報告はさせてもらってたようなんですけども、影響は軽微であるということから、度々の報告はよろしいと、その代わり、月1回、隣保回覧等で回している文書がありますので、それで報告してもらったらいいというようなことも言っていただいております。そういった基準値を超えるようなおそれがあるようなことは、確かに問題ではあるのはそうであるとは思いますが、先ほど申しましたように、こちらでコントロールできない部分もあるということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それで、あと、この水銀濃度の上昇の原因ですが、現認ができずに、あくまで推測だというふうなことで、水銀含有製品の混入ということをお知らせしますが、もう一点、いわゆる今度の北但では、いわゆる下水道汚泥ですね、これも焼却しております。これのやはり汚泥の中にも水銀が含まれておるといふふうに一般的に言われているんですが、この辺のことも影響があるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 汚泥の分析につきましても、毎年1回、各市町から汚泥分析表を頂いております。その中で、基準値以内、以下ということで確認しておりますので、不安視することはないというふうに考えております。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 その点につきまして、ちょっと私、あまり、これ比較ができるかどうか分かんませんが、あまりにもちょっと多過ぎるなということですね、どうでしょう、タクマの焼却炉、これがこう

いった焼却炉停止というのが起こっているのかね、この辺について、いわゆるメーカーのほうに、全国的に多分、タクマの焼却炉があると思いますけども、そこで同じようなことが起こっているかどうか、この辺は調査されることがあるでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 尋ねてみたことはあります。当施設の場合は連続測定といたしまして24時間測定しております。施設によっては年2回の測定、いわゆる排ガスをサンプリングして調査機関に持って行って、そこで測定しているというようなことで、ちょっと対応が違う部分もありまして、当施設の場合は24時間連続運転で測定して、超えそうな場合は一旦停止しているというようなことで、施設によって対応の仕方は違うという部分もありまして、なかなか水銀が超過して停止したというような例はあまりないということは聞いております。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 このタクマの焼却炉の関係ですが、実は私も、かつて岡山県の津山の施設を視察に行ったときのお話は、そのときも稼働してまだ1年余りだったんですが、1回も焼却炉停止はないというふうなことをおっしゃってましたんでね、だからちょっと、ここのあれはあまりにもちょっと多過ぎるんでね、ここら辺は本当にどうなのかなと思っておるんです。だから、実際は水銀が、いわゆる水銀濃度が上がるということは、少なくとも水銀が焼却されて有毒ガスが発生しているというふうに、当然推測はできます。いわゆる直接の住民被害にはならないと思いますが、しかし、蓄積をしていくという可能性はありますので、そういう意味では、この焼却炉の一時停止といたしまして、この辺はやはりしっかりと、何とか自主保証値、大変大きな数字を上げて安心・安全をうたっている焼却炉ですので、ぜひそれに合った対応が求められると思いますが、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） ちょっと先ほどそうしたものが蓄積されていくというようなことを、ありましたんですけども、組合では、近隣の6集落10地点におきまして土壌の環境基準、ダイオキシン類調査を、運営開始前の平成27年度と比較するために、4年たった時点で調査しています。それが前回、令和元年度に実施したんですけども、いずれも数値に大きな変化はないという結果になっております。元年度にしましたので、次また4年後ですので、令和5年度にまた今度実施する予定なんですけど、そうした定点観測をしていきながら、そうした有害物質が本当にどう作用していくのか、その辺も観測しながらしていきたいなというふうに思っています。ただ、今のところは、稼働時に比べて何ら影響はないということになっております。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 逆にそういう結果が出てしまえば、これは大変なことですのでね、絶えずやはりそういうことにならないように、やっぱり日常からしっかりと監視していくことは大事だと思います。そういう意味で、どちらにしても今のところ、いわゆる水銀の含まれる製品の混入、これを防ぐんだということではしておられます。そういう意味では、ぜひ構成1市2町の、さらに何と

すか、住民に対する周知ですね、協力の要請、こういったことをしっかり強めていただいて、本当にこういう事態が起らないのが本来だと思いますのでね、そういったことを目指して、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、次に、労災事故の関係であります。

令和元年4月だったと思いますが、作業員の方が亡くなっております。いわゆる焼却灰冷却装置の灰出し作業というね、この作業を人力でそもそもやらなければならない、こういう構造になっていること自体が、私はちょっと問題だったのではないかなと。今回の焼却施設については、メーカーのタクマがいわゆる全力を挙げて近代的な施設にしたということで、私どもはそういうふうを受け止めておったんですが、その施設が人力で灰を落とさなければならない作業があるということ自体、初めてこの事故によって知ったわけであります。そういう意味で、そもそもそういう構造になっておった、設計になっていたということが私は問題ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 炉内の灰を落とすのは、人力じゃないと逆にできないということです。その落ちた灰が焼却灰冷却装置にたまっていくんですけども、それがどんどんと堆積して行って、そのシュート内に灰がたまっていったというような状況です。ですので、今後は、落とすと同時に焼却灰冷却装置を稼働して灰を送り出していくというふうにして、主灰シュート内に灰がたまらないようにしていくということの報告を受けております。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 局長もご存じだと思うんですが、この焼却炉の灰というのが一番ダイオキシン汚染されてる、いわゆる飛灰というものだと思いますので、そういったところに、先ほど炉内の灰の作業は人力だということは言われていましたが、こういうダイオキシンという有毒のものが含まれる灰を、これも本当に、本当にそういうことなのかなということで、私はちょっと疑問に思ったんです。だから、この事故を受けて施設の改修工事をされたというようなことでお聞きしましたので、二度とこういうことの起らないように、当然これを請けていますほくたんハイトラストの安全管理、しっかりと求めておいていただきたいと思いますと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 答弁したとおり、いろんな対策工事、あるいは研修等も重ねているということです。今後、このような災害が二度と起きないように、業者にも指導を努めていきたいというふうを考えています。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、香美町の最終処分場の関係につきまして。

この問題につきましても、私、再三にわたって、この議会に出ているたびに議題としておりますけれども、今日、ここでは、いわゆる組合の課題として、ぜひ香美町のそういうだけの課題ではなしに、組合の課題として私は捉えていただきたいと思いますというふうに求めているものであります。要するに

現在、香美町の最終処分場ではありますが、埋立容量が7万2,000立米の最終処分場ではありますが、どうでしょうか、平成28年から稼働して、さらに今後、また5年間延長して入れるというような計画されておりますが、これで大体どの程度の量をこの最終処分場に搬入するのか、その量がもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 令和2年度末で残容量が2万1,000立方メートルあるということです。年間約4,000立方メートルの予定です。年々ちょっと量自体は減少しているんですけども、それから計算すると、5年後には埋立てが完了するのかなというふうに考えています。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ちょっと私が確認したかったのは、いわゆる平成28年の稼働から、香美町にどれぐらいいあれが、搬入を、焼却灰等がされるのかなという、ちょっとボリュームですが、多分もう、年間4,000ですので、ざっと7万2,000立米の埋立容量のうち、半分以上はこの北但の焼却灰等が受け入れられているのかなというように思っているんです。そういう量的な部分と、それからもう一つ、香美町の場合の、いわゆるこの焼却灰の搬入の質ですが、香美町については焼却灰と焼却残渣、それからカレット残渣ね、この3種類ですよ。豊岡にも、いわゆる香美町がいっぱいになれば、その後で豊岡の最終処分場にも持ち込むんだということですが、これはどうも、焼却灰については赤穂のほうがね、そういうところに送り込むんですかね、豊岡には焼却残渣だけというふうなことというふうに聞いていますが、それで間違いないのでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 豊岡の処分場も、残容量としては約3割か4割、ちょっとすみません、だったと思います。今後、この施設を稼働していく運営期間を考えながら岩井の最終処分場にもお世話になるということになりますので、議員おっしゃったように、全て持ち込んでいくと早期に埋立てが終わってしまうということから、その辺の調整はしていかなければならないというふうに考えておりますけども、じゃあ、その焼却灰を最初から持っていかないのかどうか、その辺については今後の検討ということで、まだ香美町さんが終わってから、すぐに赤穂に切替えというところまでは、そこまでまだ検討に至っていないということです。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 今の関係ですが、これまで私はそういうふうにお聞きね、説明聞いておったんですが、今、その話は私、初めてですけども、まだ、じゃあその辺は流動的というふうなことなのでしょうか。再度。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） この辺は、今後、岩井の地元の委員会もございますので、その辺と相談して決めていかなければならないというふうに理解しております。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 私は、ここで何をこだわったかといいましたら、要するに香美町の最終処分場の焼却

灰も含めた、この問題ですけれども、これはもう量も、いわゆる質についても、もう全面的にこの北但の焼却を受け入れているというふうな、そういう施設だというふうには私は位置づけるべきではないかなということで今お伺いしたんです。そういう意味で、それだけのいわゆる役割を果たしている施設ですので、これは、組合もやはりぜひとも、私ずっと申し上げておりますように、平成28年の北但に替わってから処理水が矢田川に放流したままというふうな部分もありますし、さらには地元との協定についても、先ほどありましたように覚書と、あと施設の使用貸借契約というのは、もう全くごみの処理対策に対する地元との協議も非常に、今の法律に合った、そういった取組がされてないということでもありますので、そういう意味では、ぜひ組合の課題として、ぜひとも考えていただきたいというふうに思いますが、最後、管理者、いかがでしょうか。

○議長（福田嗣久） 関貫管理者。

○管理者（関貫久仁郎） 管理者、関貫です。

今おっしゃった内容というのは、一つの理屈であると思います。このクリーンパークができて、その前から計画がされて、その計画の中でも1市2町の中で話合いがされた結果が今ですので、組合の課題とだけすべきか、それともやっぱり1市2町協力体としてやるべきかというのは、私が、大変申し訳ないですけども、まだ1年たっておりませんので、それ以前からの話という事情は知りません。そういった意味もありますけれども、これは構成市町と組合とが話合いをして、それぞれが責任を持つべきところを持って管理運営していくということでもいいと思っております。

○議長（福田嗣久） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ぜひ管理者、1年というお話もありましたが、もう立派な管理者でありますので、ぜひこれについては英断いただいて、私は香美町選出議員でありますけれども、やはりこの今の北但の周囲に対する、周辺地域の皆さんに対する対応と、香美町の、このいわゆる最終処分場の持たれている地域とのあまりにも格差があり過ぎるなということを思いながら、思っています。さらには、矢田川の自然をいわゆる壊すような、こういったことをしてはならないという立場でありますので、ぜひとも組合の課題として考えていただくことを求めて、私の質問を終わります。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） 失礼します。

先ほどちょっと谷口議員のほうから、南側のり面の関係の詳細設計を示していただきたいということで要望がございましたけれども、直接入札に関係してまいりますので、これについてはちょっとお示しできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（福田嗣久） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

次に、10番義本みどり議員。

義本議員、1質だけしてもらいましょうか。義本議員の1質だけね。

○義本みどり議員 承知いたしました。

それでは、10番、豊岡市議会から参っております義本みどりでございます。

私は、前職が消費生活相談員でして、資格試験を取るときに、この環境問題とかごみの問題もち

ようど試験の範疇でして、小論文を試験で書いたりもいたしまして、興味を持って勉強もしてまいりましたが、知識のブラッシュアップも込めて質問させていただければと思っております。

私ごとですが、戸建ての家に4月に引っ越しまして、玄関先に小さな花壇があります。今回、この春から夏にかけて段ボールコンポストというのを作りまして、生ごみを毎日そこに入れて分解させていただきまして、チューリップの球根を、私じゃない、夫が植えたんですが、その上にその肥料、実際自分で作った肥料をかぶせて、今、雪で埋もれてますけれども、芽が出るのをとても楽しみにしております。ごみを減らすことを楽しみながら取り組むことができればいいなと個人的には思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1つ目、再商品化事業についてでございます。

容器包装リサイクル法を正しく理解して、市民の方から質問を受けたときに、正しい情報発信をしたいなと思っております。まず、知識の確認ですけれども、この法令では、これの法令ができるときに、たしかこのままでは最終処分場がいっぱいになってしまうと、家庭から出るごみの体積を見たらプラスチックが一番多いと。そこから、商品の包装が多いというところで、この法律ができたのかなと記憶してるんですけれども、その法律ができた当時、アルミや缶は既に資源としてお金に換えることができるということが当時、もうされていまして、この法令の対象商品に含まれなかったという理解で正しいでしょうかと。

2つ目、法令上の基礎自治体、市町村の役割について教えてください。

これ、何でもかといいますが、先ほど上田議員からの質問にも出ましたように、やはり皆さん誤解して思ってる住民の皆さんってたくさんいます。ごみの量を減らすためには、住民、私たち住民の行動が最も大切だと思います。そのためにはどうすればいいかという、一人一人がごみを毎日出して暮らしているわけですけれども、自分の問題だということと自覚すること、それから、先のことですね、自分の前からごみがなくなったからいいじゃなくて、これが海外に行ってひどいことになってるんじゃないかとか、環境破壊につながってるんじゃないかと、将来の人類に対しての何か影響を及ぼすんじゃないかと、先のことを想像してすることが大切なのかなと思っております。

6分別が始まった頃なんですけれども、私たちはすぐにできました。子供たちも学校で習ってきでできました。一番家庭内で厄介だったのが夫だったと覚えております。まあ何回もプラスチックのひも、これプラスチックじゃないんかいといって、そのたびに、最初は優しく教えとったんですけど、いらっしやましてね、それは燃えるごみって厳しく叱ったことを記憶しております。それが、単身赴任生活10年続けておりましたら、今は自分でしっかり、お手伝いではなくて、自らのこととして引き受けて、しっかりと分別して出しておりますので、自分の問題として引き受けるということとはとても大切なことだと思っております。

それで、海外に輸出されたものが、自分の出したごみが海外に出して、それが海に流れ出てるんじゃないかとか、あと燃やしてるんじゃないかとか、こっちでせつかく一生懸命分別したものが、ちゃんと再商品化されていないのではないかと誤解している方もたくさんおられます。そんな質問

をよく受けます。そのために、どのようなことをしているのかというのを教えていただきたいと思います。

3つ目、再商品化事業スキームについて、特に有償入札拠出金と合理化拠出金について教えていただきたいと思います。

先日、こちらにきました資料を持って帰って家で復習をしとったんですけども、ちょっとそこら辺のところがよく理解できなかつたので、もう聞くのが早いと思ひまして、質問事項に入れさせていただきます。

4番目、市が集めてきれいに保管している、市というか、基礎自治体が保管しているものが、今度、その先ですね、再商品化についての各商品によって、各対象容器で差があると考えられるんですが、どのような問題があるのか教えていただきたいと思います。

これなんです、**「国民生活」**という雑誌、国民生活センターというところが出している出版物がありまして、これでも分かりやすくごみのことがよく取り上げられるんですが、この中に、容器リサイクル法で、日本では家庭からのペットボトルやプラスチックごみは徹底的に分別され、品質が良いプラスチックごみとして国内で資源循環されていますと。その一方で、自動販売機の脇、公園や駅、事業所のごみ箱をのぞいてみてくださいと、混ざっていますと。ここら辺が問題なのかなと思っているのですが、そこら辺も含めて、教えていただければと思います。

それから、5番目、ペットボトルを自治体の回収に出した場合と、大型店の回収ボックスに入れた場合、その流れに違いがあるのかと。

これを質問した意図は、たまたま新聞記事に**「廃ペットボトルの争奪戦」**というのがありまして、ペットボトルは単一の素材で、とてもリサイクルがしやすいので取り合いになっていると。リサイクル協会に出すよりも、例えば飲料品メーカーのほうに直接出したほうがいいのではないかというような、そのような争奪戦になっているということで、現状、どのような状況なのか、教えていただければと思います。

2つ目、ごみの分別品目について。

自治体によって分別品目が異なりますが、ごみの減量化に有効であり、コスト面で実現可能であれば取り入れてみてはどうかと。これを考えましたのは、生ごみを段ボールコンポストに入れます、容器はのけますってなつたところ、何が残つたかとなると、容器リサイクル法に含まれない紙、封筒とか書類ですね、古新聞とか段ボールとかには出せない封筒類、紙、雑紙と言われるものが、家庭ごみで、ああ、多いんだなということに気づいたんです。それで、ちょっとネットで検索しましたところ、容器リサイクル法の紙として収集するのではなくて、雑紙として収集しているような自治体もある。そしてリサイクルしているような自治体もあることを知りましたので、そのようなことが実現可能なかどうか教えていただければと思います。以上です。

○議長（福田嗣久） それでは、暫時休憩をいたします。答弁については昼からにさせていただきます。

それじゃあ、再開は午後1時。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（福田嗣久） 本会議を再開いたします。

午前中の10番義本みどり議員に対しての答弁を願います。

関貫管理者。

○管理者（関貫久仁郎） 管理者、関貫です。

それでは、私より再商品化事業について、リサイクル制度と現状に関するところで、アルミ缶、スチール缶に関してのご質問に答えます。

議員が理解されているとおり、容器包装リサイクル法の法律制定前から既にリサイクルが確立されていたアルミ缶やスチール缶は、容器包装リサイクル法の対象商品には含まれません。既に有価物として流通し、取引があったことから、法律の対象外となっているものです。

そのほかは、担当より答弁させていただきます。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） それでは、まず、容り法の市町村の役割についてということです。

法令上の主な役割としましては、まず住民から容器包装を分別収集し、実際にリサイクルを実施している再商品化事業者を引き渡すことです。そこで、再商品化事業者を指定してもらうために、あらかじめ指定法人である容り協会と引取り契約の締結をします。

次に、再商品化するために必要な経費の一部を市町村、ここでは組合になりますけども、これを容り協会に負担しなければなりません。この経費は、ほとんどが特定事業者と呼ばれる容器包装のついた商品を製造、利用している事業者が支払う再商品化実施委託料というものですけども、一部を市町村が負担するということになっております。

その役割を果たすために最も大切なことは、再商品化事業者を引き渡すときの圧縮梱包品、通称ベール品と言われるものですけども、この中に異物が混入していないということが上げられます。そのようなことから、住民から収集した資源化物をさらに組合で手選別して、汚れたものや不適物などを取り除きます。また、二重袋になっているものが多数見られ、その都度、作業者が破袋して選別しなければならず、作業効率が落ちるということもあります。正しい分別につきましては、住民の行動が最も大切で、これにつきましては上田議員に申し上げたことと同様になります。

続きまして、有償入札金と合理化拠出金の内容についてということです。

まず、容り法で再商品化するための事業スキームの概要は、容り協会が中心となりまして行っております。まずは、資源化物である容器包装の流れです。組合は、手選別された後のベール品を再商品化事業者へ引き渡します。容り協会は、事前にこの再商品化事業者を選定し、年間計画量を調整するなど、組合と事業者のコーディネートを行います。

次に、お金の流れです。容り協会は、特定事業者や組合から再商品化実施委託料を集めます。同時に、特定事業者に対しては、拠出委託料も併せて集めます。その費用が再商品化するための費用となり、再商品化事業者に支払われます。特定事業者は、再商品化実施委託料と拠出委託料を支払うことで、再商品化の義務を履行したとみなされます。一方、容り協会は、再商品化事業者に対し

有償入札を行い、入札により生じた収益から事務経費などを差し引いた残りを各市町村へ分配する仕組みになっております。市町村と言っていますが、この場合は組合ということになります。この分配されるお金が有償入札拠出金として組合収入になります。これまで組合では、有償入札で収入しているのはペットボトルのみということになっております。

また、先ほど特定事業者が容リ協会に支払うものとして、再商品化実施委託料のほかに拠出委託料というものがあるということを説明しました。この拠出委託料は、社会全体としてリサイクルの合理化、効率化に取り組むという、そういう考え方に基きまして、リサイクルの効率化が図られた場合は、その成果を組合と事業者の双方が享受するという考え方でつくられた制度です。ちょっと分かりにくいと思うんですけども、想定していたリサイクルの効率化の指標額というものがあります。それと実際にかかった効率化費用の差額、これが効率化分になります。この少なく済んだ効率化費用分を事業者と組合で折半して配分されます。これが合理化拠出金として組合収入になります。したがって、想定していたリサイクルの効率化費用に比べ、実際にかかった効率化費用のほうが高ければ、合理化拠出金は支払われないということになります。

ちなみにですけれども、令和2年度でプラ製容器の想定額、指標額です、これがざっくり326億円、現に要した費用が357億円ということで、現に要した費用のほうが高いということから、合理化拠出金はゼロということになっております。

続きまして、再商品化についての問題点は、対象容器で差があるかどうかということです。

容器リサイクル法の対象物が廃棄物となってから再商品化されるまでの過程で、各主体において発生するコストをはじめ、再商品化への工程に関わる様々な問題や課題があります。

消費者は、プラ製容器包装などの適正な分別排出に対し、理解と協力が必要不可欠で、大きな役割を担ってもらうことになります。

各市町、組合では、収集運搬、選別、中間処理等のコスト負担が大きく、全国の自治体間では分別基準や適合物の品質に大きなばらつきもあります。また、プラ製容器包装の再商品化では、特に材料リサイクルにおいては付着する食物残渣等による臭気や再商品化技術では完全に除去し切れない異物の問題から、日用品等の生活関連品目への利用は遅れており、再商品化費用に対する事業者の負担や再商品化能力も課題となっています。

しかしながら、ペットボトルについては、議員もご指摘ありますように、リサイクルしやすいということで、透明容器や繊維などの材料として多く活用されています。再生品の用途や価格、販売網など、いろんな要素でエンドユーザーの差異も出てくるものというふうに考えております。

続きまして、ペットボトルを自治体で回収した場合と大型店等の回収ボックスに入れた場合の流れの違いということです。

各市町の回収に出した場合は、クリーンパーク北但に集積されまして、手選別、圧縮梱包された後に容リ協会から委託を受けた再商品化事業者が引き取り、再商品化されます。これは、いわゆる指定法人ルートと言います。主な再生品は、カーペット、透明容器、卵パック、ごみ袋などです。

大型店の回収ボックスに入れた場合は、一度関連会社の工場でリサイクルセンター同様に洗浄、

選別、圧縮梱包してから再商品化事業者に引き渡すところ、これはコープこうべさんが該当するということです。それとか、店舗からの回収時から再商品化事業者が回収するところ、これはさとうグループさんが該当するようです。などがありますが、いずれも透明容器や卵パック等に再商品化されるというふうにお聞きしております。これはいわゆる自主回収ルートというルートで再商品化されているということです。

私からは以上です。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） 私のほうからは、雑紙の回収につきましてお答えさせていただきます。

雑紙類は、圧縮梱包品として有価の取引ということになりますし、古紙再生などにより再利用されますので、計画収集などでの雑紙の回収は、ごみ減量化については有効であるというふうに思います。

しかしながらですけれども、構成市町が分別収集した雑紙をクリーンパーク北但のほうに持ち込むという前提でちょっとお答えしますけれども、ここのクリーンパーク北但は、施設建設時に各構成市町の意向等をお聞きして、雑紙については搬入処理をしない前提で施設の規模を決めて整備をしております。クリーンパーク北但に搬入して手選別や圧縮梱包などの処理をし、売り払おうという場合ですけれども、現行の施設で対応できないということであれば、そういった手選別の作業や保管をする場所、いわゆる手選別ラインとかストックヤードとか、そういったものを新たに整備するという必要になってこようかと考えますので、そういった場合には、割とハードルが高いことになるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（福田嗣久） 以上ですね。

10番義本みどり議員。

○義本みどり議員 ありがとうございます。

確認なんですけれども、ここで集められたプラスチックは、ちゃんと洗ってリサイクルにつながっていると、自信を持って住民の方から問われた場合は絶対大丈夫というふうに言い切っても大丈夫ということですね。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 先ほど申しましたように、手選別ラインで、汚れたものあるいは不適正なものをはねた後に圧縮梱包します。

ちなみにですけれども、毎年、容リ協会のほうで審査を受けます。その際、Aランクの最高品位という評価をいただいておりますので、これは住民さんに胸を張って、きれいなものと言っていただいて結構かと思えます。

○議長（福田嗣久） 10番義本みどり議員。

○義本みどり議員 ありがとうございます。今後、住民の方からそのような質問を受けた場合は、Aランクらしいよということを言いまして、なので、皆さんがちゃんと分別してくださったことがAランクをもらって再商品化につながっているの、これからも頑張って分別しましょうねというふ

うに答えさせていただきます。ありがとうございました。

私からは以上です。

○議長（福田嗣久） 以上で義本みどり議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

日程第3 議案ごとに質疑・討論・表決

○議長（福田嗣久） それでは、引き続きまして、第1号議案令和3年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

まず、質疑について、発言通告のありました1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号1番、谷口眞治でございます。

それでは、第1号議案について、4点質疑をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、1点目ですが、5ページの債務負担行為の限度額95万8,000円の増額理由について説明を求めたいと思います。

2つ目でありますが、11ページのごみ手数料700万円の減額理由を説明ください。

それから、3点目ですが、同じく11ページの資源化物売払い収入2,600万円の増額理由を教えてください。

それから最後、4点目ですが、同じく13ページの衛生費、最終処分場負担金減額理由について説明をお願いします。以上です。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） それでは、まず1点目の債務負担行為限度額95万8,000円の増額理由です。

これは、さきの10月定例会で南側のり面変状動態調査として135万円を債務負担限度額として設定しました。このたび、その委託の入札を行いました。その減額及び実施設計の協議によりまして、解析業務の評価、考察、判定等の報告書が本年11月の工期内に提出ということになることから、そういうのもろもろの支払い額を精査し、限度額を95万8,000円増額し、230万8,000円に変更するものです。

続いて、ごみ手数料700万円の減額理由です。

700万円の減額は、一般家庭や事業所からの直接持込みごみが減少しているため、上半期、4月から10月、これの収入実績に合わせ、昨年のごみ受入れ量から今後の受入れ量を推計し、減額を見込むものです。

続いて、資源化物売払い収入の増額理由です。

このたび2,600万円増額いたしますが、これは、下半期の対上半期比が、特にアルミ缶で約1.5倍、破碎アルミで約2倍となるなど売払い単価が上昇したことから、その増収見込み分2,600万円を増額するものです。

最後ですけども、衛生費、最終処分場の負担金の減額です。

最終処分場負担金334万1,000円の減額理由は、豊岡市、香美町の光熱水費等、運営費の減額見込

みを踏まえ、精査するものでございます。以上です。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、1点だけ再質問をさせていただきます。

資源化物の売払い収入の関係ですが、契約単価がいわゆる上がったということによって増額だということですが、この契約というのはあれでしょう、ここで見ましたら上半期と下半期、年に2期に分けて契約されたということかなと思うんですが、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） おっしゃいますように、年2回、入札をしております。これは3月と9月に行って業者を決定しているということです。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 終わります。

○議長（福田嗣久） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田嗣久） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田嗣久） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田嗣久） 異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

それでは、続きまして、次に、第2号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計予算についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました9番田原宏二議員。

○田原宏二議員 9番田原です。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法が本年4月に施行されます。このプラ新法によってプラスチックの売払い収入を増加できないかという観点から質問いたします。

現在のプラスチックごみの年間収入はどれくらいありますでしょうか。また、プラスチックごみの搬入の実態についてお伺いしたいと思います。

分別状態、先ほど分別状態Aランクということでありましたが、どのぐらいのランクがあって、そのランクによって差があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） 今のご質問はプラ新法の関係でご質問いただいたんですけども、現在、プラ

スチックごみに関する収入といたしますのは、議案書の30、31ページにあります諸収入の雑入、再商品化事業受入金がそれに当たります。

これについては、再商品化事業有償入札拠出金としては400万円、再商品化事業合理化拠出金としては1,000円を計上しているわけですが、近年は、有償入札拠出金については400万円前後の収入を得てきておりますので、それを基に予算案としてまとめております。

合理化拠出金については、収入はないか、あっても僅かな金額であるために、1,000円の歳入予算ということで計上させていただいております。

これらは、予算計上していますものにつきましては、容器包装に係る分別収集、いわゆる容り法に基づき、従来から財団法人日本容器包装リサイクル協会へ再商品化の目的で引き渡しているものに係る収入ということでありまして、プラスチック新法の、これに関するものといいますのが、プラスチック使用製品の再資源化の法律になりますけれども、これに係る、関連する予算というわけではございませんので、この予算案にはプラ新法の関係については全く計上なしという状況でございます。

○議長（福田嗣久） 9番田原宏二議員。

○田原宏二議員 田原です。

まだ4月からの施行ということで、ちょっと分からないかと思いますが、そしたら、このプラ新法によって収益が増える減るということは、ちょっとまだ計り知れないということでしょうか。

○議長（福田嗣久） 質問ですか。

○田原宏二議員 はい、質問です。収入が減るか減らないかということをおそらく、予測でお願いいたします。

○議長（福田嗣久） 山本環境課長。

○環境課長（山本尚敏） プラ新法の関係のプラスチック使用製品につきましては、今は燃やすごみに分別して収集して、こちらで焼却してるという状況がございますので、実際にどれだけ出てくるのかということもありますし、プラ新法に対して構成市町がどういうふうに取り組んでいくのか、そういう考え方が根本にありますので、そこら辺りを構成市町と調整をしながら、今後の取組については決まってくるんだというふうに思っております。

○議長（福田嗣久） 9番田原宏二議員。

○田原宏二議員 分かりました。私も豊岡市に帰り、豊岡市の方針を確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福田嗣久） 以上で田原宏二議員に対する答弁は終わりました。

次に、発言通告のありました1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、第2号議案について、私はこれ6点質疑をさせていただきます。

まず、1点目ですが、令和4年度のごみの受入れについて関連いたしますが、ごみの減量化、資源化というのは極めて大事な部分でありますけれども、そういう意味で、令和4年度のごみの減量化の目標と、それから資源化の目標について、一廃計画に関連してお聞きしたいと思います。

それから、2点目ですが、31ページの雑入の関係で、この中で再商品化事業受入金という項目があります。これにつきましては、いわゆる昨年度では容リ協会の事業受入金という名称であったのが今回変わっていますが、その変更の理由についてお聞きしたいと思います。

それから、3点目であります、37ページの業務委託料、施設運営委託業務の前年比880万円増の理由についてお聞かせください。

それから、4点目ですが、同じく37ページの焼却灰等運搬業務の、これも前年比374万8,000円の減額であります、この理由を聞かせてください。

それから、5点目ですが、同じく37ページの補修工事費の前年比200万円増の理由について伺います。

最後、6点目ですが、同じく37ページの最終処分場負担金の算定の明細と前年比441万6,000円の増額の理由について説明を求めます。以上です。

○議長（福田嗣久） 答弁を願います。

原事務局長。

○事務局長（原 重喜） それでは、まず1点目の令和4年度のごみの受入れ、ごみの減量化と資源化目標についてです。

令和4年度の見込みにつきましては、過去実績から推計すると3万6,854.45トンを見込んでおりまして、一般廃棄物処理計画値3万8,223.97トンを3.6%下回ることになるというふうに考えられます。また過去3年間を見ますと、令和元年度につきましては実績値と計画値で2.1%の減、令和2年度では3.1%の減、令和3年度では3.2%の減になると推察されます。したがって、計画どおりごみの減量化は図られているものと考えています。

また、資源化目標ですけれども、資源化実績につきましては、実際に災害ごみと汚泥を除いたごみ搬入量に対して資源化物搬出量、これを資源化率と考えた場合、平成30年で6.7%、令和元年で6.3%、令和2年度で6.6%ということで、横ばいではありますけれども、7%弱、資源化が図られているということになるというふうに考えております。

続きまして、再商品化事業受入金の名称変更です。

名称変更の理由につきましては、令和3年の一般会計の決算等につきまして監査を行っていただきました。その際に、明細書の備考欄につきまして、「容リ協会」というふうに省略していたんですけども、それが省略することなく分かりやすい表現となるように検討されたいという監査意見をいただきました。そのため今回、「容リ協会」という表現を「再商品化」に改めたものです。なお、受入金の内容は同じです。

続きまして、3点目ですけれども、業務委託料の中の施設運営委託業務の前年比増加の理由です。

施設運営委託業務の委託料は、運営事業者であるほくたんハイトラスト株式会社と2013年、平成25年ですけれども、これに締結した契約に基づいて決められています。その中で、2013年度と当該年度の物価指数の平均値から改定率を定め、基準年度の2013年度の委託料にその改定率を乗じて決められます。

物価指数の項目は、人件費、維持管理費、変動料金等其他費用、補修費の4つがあり、それぞれ厚生労働省が公表する兵庫県の毎月勤労統計調査、日銀が公表する国内企業物価指数、総務省が公表する消費者物価指数、日銀が公表する企業向けサービス価格指数の機械修理に基づいています。

人件費については、見積段階で既に名目賃金指数の平均が2ポイント上昇していることから、その値を用いて試算しました。また、維持管理費と変動料金については、日銀予測によりエネルギー価格の上昇と中長期的な物価上昇があることから物価指数を2%増としました。なお、補修費については据置きとしました。

以上のことから、令和4年度の施設運営委託業務委託料を令和3年度比1.8%、金額で880万円増の4億8,765万7,000円としています。

次に、4点目です。焼却灰の運搬業務の前年比減の理由です。

焼却灰等運搬業務の委託料は、運搬重量に単価を乗じ、消費税等を加算して算出しており、前年比減少となった理由は2つあります。

1つ目は、運搬重量の減によるものです。運搬実績と受入れごみ量の減少を加味し、予定重量を精査したところ4,085トンとなり、4,400トンから315トン減としました。

2つ目は、運搬単価が1トン当たり2,000円から1,320円になったことによるものです。前年度の令和3年度は単価改定時期で、予算作成時には入札を見据え2,000円で試算しました。その後、指名競争入札により最低価格を提示した業者と1,320円で契約締結をしました。

以上の理由から、前年度に比べ374万8,000円の減となったところです。

続いて、5点目です。補修工事費の前年比増の理由です。

補修工事費の250万円は、西側斜面の側溝に堆積している土砂の撤去と里山散策路の看板移設等に係るものです。これは、前年度には計上していない臨時的経費のため、補修工事費で計上しております。

最後に、最終処分場負担金の算定明細と前年比増額の理由です。

最終処分場負担金が前年比441万6,000円増加となった主な理由は2つあります。

1つ目は、豊岡最終処分場で補修修繕工事費として456万5,000円が新たに必要となるためです。工事の内容は、苛性ソーダ用タンクと高圧電気設備の変圧器の取替え修繕で、いずれも長期間の使用による経年劣化で、もともとの機能を復元させるための修繕工事になります。

2つ目は、香美町最終処分場での埋立単価を1立方メートル当たり1万560円から1万1,340円と増額したことによるものです。埋立量については昨年度と同様の4,000立方メートルとしているので、単純に建設費負担金が312万円増額するということになります。

説明は以上です。

○議長（福田嗣久） 1番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ごみの資源化につきましては分かりましたが、ごみの減量化については、一廃と比べて、あくまでこれ推測だという前提でそれぞれ下回るというふうな報告を受けております。ただ、これがいいかどうか分かりませんが、資料として求めました2021年の1月から12月のこの表で見ま

すと、実は一廃計画と比べまして100.8というふうな、こういう数字が出てくるんです。先ほどの推測値との間で大分差があるなと思うんですが、この辺はどうなんでしょう、この2021年1月から12月、これは昨年1月からだと思うんですけども、これでは逆に、減量化というよりも実際、この一廃計画より増えているということなんです、その差はどのように考えたらいいんでしょうか。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） まず、一廃計画は、あくまで年度の数え方で4月から3月という違いがあります。渡した資料は1月から12月ということですし、一廃計画は、災害ごみと汚泥につきましては入れていませんので、その差があるということでご理解願いたいと思います。

○議長（福田嗣久） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 はい、分かりました。どちらにしても、この一廃計画、これはもう最低限のあれです、ぜひそれを上回る減量化、さらには資源化、こういったことを取り組んでいくことが必要ではないかなということをやっと指摘しておきたいと思うんです。

それから、次に、業務委託料の施設運営委託業務で880万円の、この増であります、2013年の契約締結に基づくものだという説明がありました。このほくたんハイトラスト株式会社との間で、施設運営については、そもそもは88億4,000万円の契約を結んで、それを20年間で1年に4億4,200万、こういったことで進んできておるんですが、先ほどのお話聞くと、2013年の契約で物価指数等々で改定率を求めて、それで計算していくというふうなことであるんですが、この辺のことについて、実は私、初めてなんです、その中身を、今日、この予算で。金額が金額だけに、当初4億、年間4億だったものが、今4億8,000万ですか、4億4,000万が4億8,000万ということで、非常に大きくなっておるんです。だから、この辺が本当に、契約に基づいているんでどうしようもないんですが、これはじゃあ、毎年の物価のいわゆる変動率等々、こういったもので算定をされるということなのか、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福田嗣久） 原事務局長。

○事務局長（原 重喜） 委託料の計算につきましては、ほくたんハイトラストと委託契約を結んでおりました、その第18条及び第19条で、委託料は物価変動に基づき、年1回改定するものというふうにしております。これにつきましては、物価変動を勘案して定まる額とするということで、先ほど述べましたように、勤労統計調査とか物価指数とかを、その改定率を平成25年の物価、平均単価に比較して定めていくという契約内容になっております。

逆に、物価指数が下がれば、その分、委託料が下がっていくということになりますので、それは前年に比べてですけども、必ずしも年々増えていくということは、あながち言えない部分もあるということです。以上です。

○議長（福田嗣久） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田嗣久） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号1番、谷口眞治です。第2号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計予算について、反対の立場で討論します。

反対理由は、次の3点です。

第1に、平成28年度にクリーンパーク北但が稼働して6年を経過しましたが、その間、平成29年度を除いて、毎年、水銀濃度上昇による焼却炉停止を繰り返しています。これを管理者は、地元地区との約束を遵守するもので、安心・安全な運転管理の一時的な停止であると説明をされていますが、水銀ガス発生防止の危機管理のための焼却炉停止であるという認識に改めて、原因解明と、その除去などを強めて、安心・安全な徹底管理を行うよう求めるものであります。

第2に、木谷川、竹野川の環境保全のために水質検査は必須です。施設での使用水はクロージドシステムで放流しておらず、洪水調整池の水質検査はハイトラストが実施しているというものの、念には念を、環境保全の安心担保のための木谷川、竹野川の水質検査を求めるものです。

第3に、平成28年度からクリーンパーク北但の焼却灰を搬入している香美町最終処分場の処理水の矢田川放流は、矢田川の環境保全に悪影響を及ぼします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく周辺地域の生活環境の保全及び増進への配慮責任を組合としても果たし、処理水の矢田川放流を中止する対策を求めるものです。

以上述べて、反対討論といたします。議員各位の賛同のお願いを申し上げて、討論を終わります。

○議長（福田嗣久） ほかにございませんか。

岡本議員。

○岡本昭治議員 6番、岡本です。

ただいま議題となっております第2号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、処理施設の安全・安心な運営管理をしていくために必要な経費として、斜面安定対策の工事費や売電収入を活用した基金の積立てなど、組合が行っている適切な運営を着実に実施していく予算であります。必要かつ精査された予算を計上したものであり、適切妥当な予算と考え、本案に賛成するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田嗣久） それでは、討論を打ち切ります。

これより第2号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計予算について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（福田嗣久） 起立多数であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田嗣久) ご異議なしと認めます。よって、第117回北但行政事務組合議会定例会は、これをもって閉会をいたします。

閉会 午後1時41分

[議長閉会挨拶]

○議長(福田嗣久) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月2日に招集されまして、本日までの20日間にわたり、予算2件を慎重にご審議を賜り、全て滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、誠にご同慶に堪えないところでございます。

廃棄物処理は、コロナ禍においても事業継続が求められております。今後も引き続き運営事業者と共同して感染予防対策を徹底し、適切かつ安全な廃棄物処理施設の運営となりますようご尽力を賜りたいと存じます。

終わりに当たり、関係市町では3月定例会が間もなく始まろうとしております。議員各位におかれましては、どうかご自愛くださいませ、一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

続いて、管理者から発言の申出がありますので、お聞き取りをください。

関貫管理者。

[管理者閉会挨拶]

○管理者(関貫久仁郎) 関貫です。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月2日に開会いたしました第117回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、たゞいま閉会の運びとなりました。組合の発展のため、誠に喜ばしく存じ上げ、議員各位のご精励に対し、心から敬意を表したいと思っております。

今期定例会には、私から2つの案件を提案させていただきましたが、いずれも原案どおり適切な決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、令和3年度の決算を見据えた第2号補正予算をお認めいただきましたが、資源化物や余剰電力の売払い収入など、不確定な要素も多分に含まれておりますので、この点、ご了解をいただきたいと存じます。

先ほどの一般質問や議案質疑において様々のご意見、ご助言をいただいたところですが、今後も一層地元地区から安心してもらえる施設運営を行うことが、私ども組合に課せられた使命であると認識をしております。

議員各位におかれましては、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、今後とも施設運営に格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。